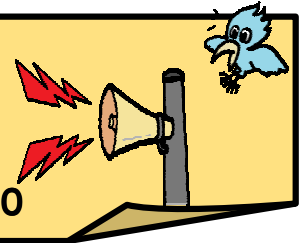


ホットな

消費者ニュース

～消費者被害にあわないための最新情報をお届けします！～ VOL. 20



原野商法の二次被害にご注意！の巻

※原野商法
の値のない土地を
高額で売りつける商法

原野商法で買った土地



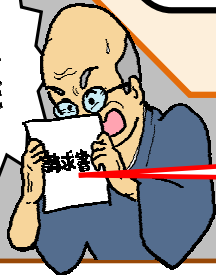
お願いします。
相続のことも
あるし
早く処分
したかったん
ですよ。



三〇年前に
買われた土地、
人気が出てますよ。
今なら半年以内に
絶対に売れますよ！
測量をしないと
いけないですよ



なんだ？



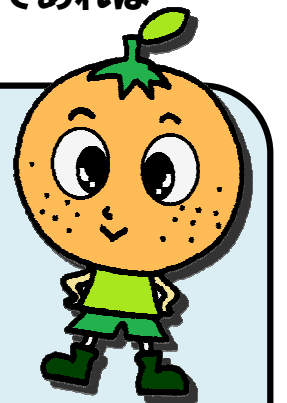
測量費 300,000円

- 過去に**原野商法**で購入した土地や山林が、すぐに売れるといううまい話は信用しないこと！！
- 自分で土地の現地状況を確認し、少しでも不審な点があれば、契約をしないようにしましょう。

※「土地の測量」「管理」の契約も電話勧誘販売や訪問販売であれば8日以内はクーリング・オフができます。

※おかしいと思ったら、すぐ消費生活センターに連絡しましょう！

- 和歌山県消費生活センター
和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F
電話：073-433-1551 FAX：073-433-3904
(月～金) 9:00～17:00 (土・日) 10:00～16:00 (電話相談のみ)
(祝日・年末年始を除く)
- 和歌山県消費生活センター紀南支所
田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内
電話：0739-24-0999 FAX：0739-26-7943
(月～金) 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)



みかすけ